



国土交通省東北地方整備局と東日本高速道路（株）東北支社が共同で事業を進めてきた、三陸沿岸道路の一部を構成する「仙塩道路」の4車線化と、多賀城インターチェンジが3月27日（日）に開通する。

今回の開通により、2車線区間（ポトルネック）及び三陸沿岸道路と仙台北部

①慢性的な交通混雑の緩和
仙塩道路は、三陸沿岸道路の北へ延伸、利府JCTで接続する仙台北部道路の全線供用などにより、交通量が年々増加し、交通集中による朝夕ピーク時には著しい速度低下が発生している。復興道路に位置付けられた仙塩道路の4車線化によって交通混雑の緩和が図れる。

平成28年3月12日(土) 15時

《開通日》

《大井川焼津藤枝スマートインターチェンジの概要》

▽設置場所 焼津IC～東名高速道路

吉田IC間

(上り線) 静岡県焼津市上泉

(下り線) 静岡県焼津市上泉

平成28年3月27日(日)

復興道路 三陸沿岸道路

「仙塩道路4車線化」・「多賀城IC」開通

～4車線化で渋滞緩和、アクセス向上で地域産業・観光に寄与～

道路の合流部に於ける車両の錯綜が解消し、慢性的な渋滞が緩和される。また、宮城県内の三陸沿岸道路が通過する市町村のうち、唯一市内にインターチェンジが設置されていない多賀城市に、新たに開通することで、地域産業・観光などの活性化が期待される。

【開通日】
平成28年3月27日(日)

【開通区間】
▽仙塩道路(仙台北IC／利府中IC)／延長7・8km

▽多賀城インターチェンジ【開通効果】

東名高速に2つのスマートインターチェンジ

【大井川焼津藤枝スマートインターチェンジ】
東名高速道路大井川焼津藤枝スマートインターチェンジが、3月12日(土)15時に開通した。

大井川焼津藤枝スマートインターチェンジは、東名高速道路としては初めての本線直結型のスマートインターチェンジであり、東名高速道路の利活用の推進が大いに期待される。

【愛鷹スマートインターチェンジ】
東名高速道路愛鷹スマートインターチェンジが、3
▽利用時間
24時間利用可能
▽出入方向

平成29年3月31日まで継続

高速道路無料措置

インターチェンジが開通

- ▽事業主体
焼津市、中日本高速道路株式会社東京支社
- ▽利用時間
24時間利用可能
- ▽出入方向
全方向利用可能（東京方面、名古屋方面）
- ▽対象車種
ETC搭載の全車種（車長16・5m以下）
- ▽アクセス道路
市道0105号線

愛鷹スマートインターチェンジは、沼津市で初のスマートインターチェンジで、東名高速道路の利用がますます便利になる。

《開通日時》
平成28年3月19日（土）15時

《愛鷹スマートインターチェンジの概要》

▽設置場所
静岡県沼津市宮本地内（東名高速道路愛鷹パーキングエリア（沼津IC）富士IC間）

▽事業主体
沼津市、中日本高速道路株

月1日（土）に開通する

ETC搭載車の全車種（12m以下）
▽アクセス道路
市道O105号線

国土交通省は、平成24年4月1日から実施している『原発事故に対する高速道路の無料措置』と、平成25年4月26日から実施した。

の無い踏切も大幅に減少した。しかしながら、踏切事故は依然として多く、約1日に1件、約4日に1人死

ている『原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置』を、当面の間、平成29年3月31日（金）まで継続することを発表し

「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案」を閣議決定

政府は、平成28年2月2日に「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案」を閣議決定した。

危険な踏切や渋滞の原因となる踏切について、改良の方法が合意されていなくとも指定する仕組みに改正し、地域の声を取り込みながら全方向利用可能（東京方面、名古屋方面）

▽対象車種

がら当面の対策や踏切周辺対策など幅広い手法も活用して対策を促進するとともに、道路の安全確保や利便性の向上のための道路協力団体制度を創設する「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案」が、閣議決定された。

【1. 背景と課題】

昭和36年の踏切道改良促進法の施行から50年余がたち、踏切数は半減、遮断機

事・規制情報	
	出口外回り
	出口外回り
	出口内回り
	出口内回り
	出口外回り
	出口外回り
	出口外回り
	出口内回り
	出口内回り
	出口内回り
	外回り
	内回り
	入口内回り
	出口内回り
	入口外回り
	出口外回り
	出口内回り
	入口外回り

る。 現行法では、鉄道事業者と道路管理者が改良の方法について合意した踏切道でなければ改良すべき踏切道として指定できないのが実態となっている。また、改良の方法が限定され、多様な対策を取り込みづらいなどの課題もある。 この法律案は、こうした課題を解決するため、踏切道の改良を促進し、道路及び鉄道の安全性確保を図るものである。併せて、歩道	た、開かずの踏切が全国で約600箇所存在している。 【2. 法律案の概要】 (1) 踏切道改良促進法の一部改正 ①改良すべき踏切道の指定期限を5年間延長 ※課題のある踏切は、鉄道事業者及び道路管理者で改良の方法が合意できていなくても国土交通大臣が指定し、期限を定めた対策を促進	む含めた道路上の安全性の向上、交通の円滑化を図ることとなっている。 ・ハード両面からできる対策を総動員 ③地域の関係者と連携し、地域の実情に応じた踏切対策を検討するための協議会制度の創設 (2) 道路法の一部改正 ①民間団体等の活動と連携した道路の安全確保、利便性向上を図るための道路協力団体制度の創設 ②危険な不法占用物件について道路管理者による迅速な除去を可能とする対策の強化
---	---	--

春の全国大会

交通安全運動
